

河内長野市立小中学校における
通学区域のあり方について

平成2年8月27日

河内長野市立小中学校
通学区域審議会

はじめに

近年の急激な社会構造の変化は、児童・生徒を取り巻く直接の環境である家庭や地域社会にも大きな影響をもたらしてきている。本市もまたその例外ではなく、ここ数年の市の状況は社会的環境を中心に大きな変化を生じてきている。とりわけ人口の増加はめざましく、大阪府内ではもちろんのこと全国的にみても有数の増加率を示している。このことは本市の児童・生徒の通学区域のあり方についても大きな影響を与えつつある。

本市における児童・生徒の通学に係る問題は、現在までも市の地勢的特性や保護者・児童・生徒自身の生活上の問題とも関連して少なからず存在したが、平成7年に14万人に達すると予測される人口との関係はこれまでとは異なった種類の問題が惹起するであろうと思われる。

本市の義務教育諸学校は、小学校が14校、中学校が6校であり、大まかに分類すると、小学校で都市部に属するのが、長野小学校1校、都市部と新興住宅地域を包含するのは、千代田・小山田・楠・三日市小学校の4校、新興住宅地域を主たる通学区域とするのが、加賀田・天野・石仏・南花台東・川上・美加の台・南花台西小学校の7校、農村部に位置するのが高向・天見小学校2校となっており、中学校の配置は小学校2校に対しほぼ1校の割合となっている。

これらの学校における通学区域は、教育委員会により設定され、適切な就学指導等が図られてきているが、一部新興住宅地域を中心として児童・生徒数の増加が予想されるので、これらの地域に対する適切な対策を講ずる必要性が生じてきている。

本通学区域審議会では、以上のような現況を踏まえ、来たるべき人口増加を見通した本市の通学区域のあり方を提言するものである。

本文

1. 通学区域制度の理念

憲法及び教育基本法に規定されている教育を受ける権利を実質的に保障するため、保護者には、その保護する子女に9年間の義務教育を受けさせる義務が課せられており（教育基本法第4条第1項）、この保護者の義務に対応して、市町村はその区域の学齢児童・生徒を就学させるのに必要な小・中学校を設置しなければならないこととされている。（学校教育法第29条、第40条）

この場合、市町村は、その区域内に住所を有する学齢児童・生徒の義務教育についてその適正な規模の学校と教育の内容を保障するため、学校の設置場所と児童・生徒の分布状況を勘案しつつ、保護者に対して就学すべき学校の指定を行うこととされており（学校教育法施行令第5条）、その際、市町村は、教育委員会規則等により通常あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて就学すべき学校の指定を行っている。つまり、義務教育においてその適正な規模の学校と教育の内容を保障し、もって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度である。

2. 通学区域制度の運用

通学区域制度の理念については前述のとおりであるが、その運用については以下に述べる点も踏まえてなされているものである。

即ち、現行制度においても、就学すべき学校の指定について保護者から変更の申し立てがあった場合には、市町村の教育委員会は相当の理由があると

認めるときは、指定の変更ができることとされ（学校教育法施行令第8条）
また、所定の手続きを経て、住所地以外の市町村の設置する小・中学校に就学することが認められている。（学校教育法施行令第9条）

この制度の運用に当たって、これまで、「相当の理由」について文部省は主として地理的理由や児童・生徒の身体的理由により、指定された学校に入学することが、他の学校に入学する場合に比して、児童・生徒もしくは、その保護者に対して著しく過重な負担になると客観的に予測される場合、と限定的に解釈し、指導してきたところであり、大部分の市町村教育委員会は、これに従って運用してきた。

しかし、最近において、文部省は、いわゆるいじめ問題等に関連して、学校における十分な指導にもかかわらず、いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な問題がある場合には、学校指定の変更等の相当の理由に該当するものとして、適切に対処するよう指導するなど、従来よりは弾力的に運用されるよう指導している。（昭和60年初等中等局通知）

本市における通学区域制度の運用も上記の趣旨を理解した上で実施されている。

3. 本市の通学区域に関する問題

(1) 人口増加への対応

本市の人口は、現在約11万人であり、平成7年には約14万人が予測されている。（河内長野市新総合計画）このような人口増加にどのように対応していくかが、本市における最重要課題である。従って、新興住宅地域や、特に市北部地域においては児童・生徒数の動向を念頭に置き、数年先を見越

た学校建設計画が立案されなければならない。その際、一戸建住宅のみならずマンション等の集合住宅建設計画を事前に把握し、その規模・学年別人数等の内訳をできるだけ詳細にとらえておくことが必要になっている。

また、全校区においても、道路新設・土地利用基準の変更などに配意し、校区に関する情報収集を行い、関係機関との連携を図ることが求められている。

(2) 通学区域・距離

本来、通学区域は、地理的・社会的条件等を考慮して児童・生徒に過重な負担にならないことと同時に、学校を中心にして同心円的距離或いは同時間的距離に設定されるのが理想であるが、現実的には不可能に近い。

本市における通学区域は、地理的条件並びに交通事情等を勘案しながら設定されているが、人口分布との関係上、止むを得ず広い区域を持つ学校もみられる。

通学距離の問題は、区域指定と相関関係があり、本市の場合、上述した地理的条件等との兼ね合いがある。現在のところ、一部の校区において遠距離通学がみられるが、概ね適正であると判断される。

しかし、従来の住宅建設がすすんで来るにつれ、教育委員会においても通学区域指定の難しい状態が生じてきている。

4. 本市における通学区域のあり方

本市の学校教育の目標は、「児童・生徒に学習の喜びと明日への希望を」抱かせ、「児童・生徒に健やかな身体と豊かな心」を育てていくことである。通

学区域制度の方向を考慮する場合も、この目標を踏まえつつ現実的に可能なあり方をさぐることが肝要であろう。

前述のように、本市における通学区域に関する問題のなかで最も配慮していかなければならないのが、人口増加と学校規模の問題である。

学校規模は、一概に大小の相違により適・不適が決定されるものではないが本市のように人口集中地帯の学校と、そうでない地域の学校とを同一基準でとらえることには問題があろう。しかし、本市の場合、少なくとも府下の他市町村における実態を踏まえ調整を図ることがより望ましいと考えられる。

児童・生徒数の増加が予想されている市北部においては、現在のところ、住宅の建設計画も未確定の要素も多く、学校の収容能力・建設に係る経費等、総合的な観点から判断し、十分な情報収集に基づくところの学校建設計画等の配慮がなされるべきであろう。

本市における現状の区域設定が全て良いとは断定しかねるが、そのなかで明らかに不合理な状態にある場合には、その地域を調整区域等に指定するなどの方法をとることが現実的であると考えられる。

また、新たな学校建設や学校統廃合等が生じた場合、従来からの区域住民の意志を尊重しつつ、地域の歴史的経緯も念頭に入れた慎重な通学区域の設定が考慮されることが望ましいと考えられる。その際、従来或いは新しい学校に通学するための方途について、行政的に適切な配慮がなされなければならないであろう。同時に新通学区域決定にあたっては、本市の発展に伴う道路計画等をも参考にし、児童・生徒の安全通学に配慮した区域決定がなされるべきであると考えられる。

当審議会では以上のような方向性を認識し、「河内長野市立小中学校における通学区域のあり方について」の答申として次のような結論を出すに至った。

- ① 学校規模については、学校運営及び教育効果の上から判断して、適切な規模になるよう努力すること。
- ② 当面、通学区域は現行どおりとし、諸般の事情を勘案しても明らかに不合理と判断される場合については、その見直しを図り是正すること。
- ③ 新しく通学区域を設定する場合は、今後の本市の総合計画等にも十分配慮し決定すること。
- ④ 学校の統廃合等には、地域の意志・歴史的背景等をも尊重しつつ、慎重な判断の上決定すること。
- ⑤ 市北部地域については、十分な情報収集に努め、総合的な観点から新たに施設・設備の必要ありと判断される場合、可及的速やかに対処すること。

おわりに

当審議会は、「河内長野市立小中学校における通学区域のあり方について」以上の通り提言を行った。

本答申は、通学区域制度の充実が、「新しい時代への創造性をそだてるまち」をめざす本市公教育の進展のために必要であり、将来を担う子どもたちの幸せにつながるものであると願ってとりまとめたものである。

今後、本答申が尊重され、行政当局、学校、地域、保護者の共通理解の深化とともに、適切に推進されていくことを期待するものである。

河内長野市立小中学校

通学区域審議会

会 長	沢	口	寛	両年度
副 会 長	草	開	源 太 郎	本年度
	白	井	春 夫	本年度
	鶴	沢	由 价	本年度
	菅	野	勝 彦	前年度
	北	野	和 夫	前年度
	中	村	進	前年度
	斉	藤	正 義	両年度
	西	條	裕 三	両年度
	中	谷	光 良	本年度
	澤	田	喜 寿	本年度
	橋	本	司	本年度
	山	田	孝	両年度
	石	橋	勝	前年度
	福	岡	英 勝	前年度
	松	山	正 吾	前年度

(順不同)